旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年1月10日学長裁定)

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則(平成19年12月20日学長裁定)の一部について,下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正 後」欄) のように改正する。

※下娘如公は 改正笛託を示す

							※下豚印刀は, 以正	<u> 固別をかり。</u>
	改	正	後		現		行	
		(略)				(略)		
第1章 総則				第1章	総則			
(P 66)				(E 44)				

(目的)

第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規 程(平成19年旭医大達第15号。以下「規程」という。)第14条の規定 に基づき,動物実験計画,施設,飼養保管,安全管理,教育訓練,自己 点検・評価,情報の公開等に係る必要な事項を定め,もって旭川医科大 学(以下「本学」という。)における動物実験等の取扱いを適正かつ安 全に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、規程第2条各号に定めるところ による。

(滴用)

- 第3条 この細則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生 体を用いるすべての動物実験等に適用する。
- 2 動物実験責任者は, 動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する │ 2 動物実験責任者は, 動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場 場合には,委託等先においても,法令及び指針等に基づき,動物実験等 が適正に実施されることを確認しなければならない。

(目的)

第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規 程(平成19年旭医大達第15号。以下「規程」という。)第13条の規定 に基づき, 動物実験計画, 施設, 飼養保管, 安全管理及び教育訓練等に 係る必要な事項を定め、もって旭川医科大学(以下「本学」という。) における動物実験等の取扱いを適正かつ安全に行うことを目的とす る。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、規程第2条各号に定めるところ による。

(滴用)

- 第3条 この細則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生 体を用いるすべての動物実験等に適用する。
- 合には、委託先においても、法令及び指針等に基づき、動物実験等が適 正に実施されることを確認しなければならない。

3 規程第2条第1号に定める実験動物以外の動物を動物実験等<u>の利用に</u> <u>供する場合においても</u>,実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に 関する基準(平成18年環境省告示第88号,平成25年環境省告示第84号。 以下「飼養保管基準」という。)に沿って行うよう努めるものとする。

(削除)

(削除)

第2章 動物実験計画等

(動物実験計画)

- 第4条 動物実験責任者は、動物実験等を行う場合(動物実験計画を変更 又は更新する場合を含む。)は、動物実験等により取得されるデータの 信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて別紙様式1によ る「動物実験計画申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを 経由して、学長に提出しなければならない。
 - (1) 研究の目的, 意義及び必要性(新設)
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。(新設)
 - (3) 実験動物の使用数削減のため,動物実験等の目的に適した実験動物 種の選定,動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数,遺 伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。(新設)
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。(新設)

3 規程第2条第1号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等 <u>については</u>,実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (平成18年環境省告示第88号,平成25年環境省告示第84号。以下「飼養保管基準」という。)に沿って行うものとする。

(適用除外)

第4条 畜産に関する飼養管理の教育,若しくは試験研究,又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に,産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管,及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については,この細則を適用しない。ただし,外科的措置を施して研究を行う場合及び薬理学実験による研究を行う場合並びに解剖学,生理学,病理学等の基礎科学及び応用獣医学,臨床獣医学等の教育・実習に供する場合については,この限りでない。なお,畜産動物については,「産業動物の飼養及び保管に関する基準(平成25年環境省告示85号)」,生態の観察については,「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成19年環境省告示104号)」に準じて行うものとする。

第2章 動物実験計画等

(動物実験計画)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等を行う場合(変更する場合を含む。)は、別紙様式1による「動物実験計画申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。

- (5)致死的な毒性実験,感染実験,放射線照射実験等の苦痛度の高い動 物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で実験動物を激 しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング(以下「人道 的エンドポイント」という。)の設定を検討すること。(新設)
- 2 動物実験責任者は、実験実施期間が一の年度によらない場合には、年度 毎に別紙様式1による「動物実験計画申請書・承認書」を作成し、研究技 術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。 (新設)
- 3 研究技術支援センターは、学長を補佐し、前2項の動物実験計画が本 学の飼養保管施設,第7条第6項により承認された飼養保管室又は第9条 第3項により承認された実験室において適正に実施できる内容である か否かを確認するものとする。なお、確認に当たっては、動物実験委員 会(以下「委員会」という)と十分に連絡をとり、必要な事項について 委員会に報告するものとする。 (新設)
- 出があったときは,委員会に当該動物実験計画の審査を付議し,その審 査結果に基づき動物実験計画の承認又は不承認を決定して当該動物実 験責任者に通知するものとする。
- 5 動物実験実施者は、前項の審査に基づき、学長の承認を得た後でなけ │3 動物実験責任者及び動物実験実施者は、前項の審査に基づき、学長の れば動物実験等を行うことができない。

(遵守事項)

- 第5条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、規程第3条 第6条 動物実験等に当たっては、関係法令等のほか、次に掲げる事項を 第2項に定めるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。な お、飼養保管施設、第7条第6項により承認された飼養保管室又は第9 条第3項により承認された実験室でなければ、動物実験を実施するこ とができない。
 - (2) 動物実験計画申請書・承認書に記載された事項及び次に掲げる事項 ア 適切な麻酔薬及び鎮痛薬等の利用(新設)
 - イ 実験終了時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮(新設)
 - ウ 適切な術後管理(新設)
 - エ 適切な安楽死の選択 (新設)

- 4 学長は、本条第1項及び第2項の「動物実験計画申請書・承認書」の提 2 学長は、前項の「動物実験計画申請書・承認書」を受理したときは、 動物実験委員会(以下「委員会」という。)に当該実験計画の審査を付 議し、その審査結果に基づき計画の承認又は不承認を決定して当該動 物実験責任者に通知するものとする。
 - 承認を得た後でなければ動物実験等を行うことができない。

(遵守事項)

- 遵守しなければならない。
- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画の範囲内の実験であること。

(3) 物理的, 化学的に危険な材料, 麻薬・向精神薬等, 病原体, 遺伝子 組換え動物等を用いる実験については、安全管理に注意を払うこと とし、関連する法令及び本学の規程等に従うこと。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- (4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等につい ては、動物実験実施者及び飼養者並びに周囲環境の安全を確保する ため、適切な施設・設備を整えること。
- (5) 実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者 の指導の下で行うこと。

(年次報告)

- 第6条 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式2による前年度の「実 験動物の使用数及び飼養保管状況報告書」を作成し、研究技術支援セン ターを経由して、学長に報告しなければならない。ただし、研究技術支 援センターを介して導入,繁殖,飼養保管,又は実験した動物の場合は, この限りでない。
- 験成果報告書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に報 告しなければならない。
- 3 学長は,前2項の報告を受けたときは,必要に応じて,委員会の助言を 得て、動物実験責任者に対し、動物実験を適正に実施させるため、改善 措置を命ずるものとする。 (新設)

第3章 施設等

(飼養保管施設)

第7条 本学の飼養保管施設として<u>動物実験施</u>設Asahidake棟, Kurodake棟及びDog Farm棟を指定する。

- (3) 実験動物の使用数削減に努め、動物実験の目的に適した実験動物 種の選定,動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数,遺 伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 適切な麻酔薬及び鎮痛薬等を利用すること。
- (5) 実験終了時期(人道的エンドポイントを含む。)に配慮すること。
- (6) 適切な術後管理に努めること。
- (7) 適切な安楽死の方法を選択すること。
- (8) 物理的, 化学的に危険な材料, 病原体, 遺伝子組換え動物等を用 いる実験については、動物実験実施者及び飼養者等並びに周囲環境 の安全を確保するため、適切な施設・設備を整えること。
- (9) 実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- (10) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験を有する者の 指導の下で行うこと。

(年次報告)

- 第7条 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式2による前年度の「実 験動物の使用数及び飼養保管状況報告書」を,研究技術支援センターを 経由して、学長に報告しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式3による前年度の「動物実 | 2 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式3による前年度の「動物実 験成果報告書」を,研究技術支援センターを経由して,学長に報告しな ければならない。

第3章 施設等

(飼養保管施設)

第8条 本学の飼養保管施設として研究技術支援センター動物実験技術 支援部門(以下,動物実験技術支援部門とする。)を指定する。

- ことができる。
- 3 管理者は、すべての飼養保管室を統括する。
- 4 動物実験責任者は、飼養保管室を設置する場合(飼養保管室に係る変 | 4 動物実験責任者は、飼養保管室を設置する場合(変更する場合を含 更又は更新する場合を含む。)は、別紙様式4による「飼養保管室設置 申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に 提出しなければならない。
- 5 動物実験責任者は、設置予定期間が一の年度によらない場合には、年 度毎に別紙様式4による「飼養保管室設置申請書・承認書」を作成し 研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。 (新設)
- 6 学長は<u>,前2項</u>の「飼養保管室設置申請書・承認書」の提出があったと | 5 学長は,前項の「飼養保管室設置申請書・承認書」を受理したときは, きは、委員会に当該申請内容の審査を付議し、その審査結果に基づき設 置の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものと する。
- 7 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,前項の審査に基づき, 6 動物実験責任者は,前項の審査に基づき,学長の承認を得た後でなけ 学長の承認を得た後でなければ飼養保管室を設置し供用することがで きない。
- 8 学長は、必要に応じて、管理者及び第6項により飼養保管室の設置を 承認した動物実験責任者に実験動物の飼養及び保管状況を報告させ, 委員会の助言を得て、改善措置を命ずるものとする。(新設)

(飼養保管施設等の要件)

- 第8条 飼養保管施設及び飼養保管室は、次に掲げる要件を満たさなけれ ばならない。
 - (1) 適切な温度,湿度,換気,明るさ等を保つことができる構造等で あること。
 - (2) 実験動物の種類や生理、生態、習慣等並びに飼養又は保管数等に 応じた飼育設備を有すること。

- 2 前項の施設のほか,必要に応じて学内講座等に飼養保管室を設置する 2 前項の施設のほか,必要に応じて学内講座等に飼養保管室を設置する ことができる。
 - 3 すべての飼養保管室は、動物実験技術支援部門に所属し、管理者がそ れを統括する。
 - む。) は、別紙様式4による「飼養保管室設置申請書・承認書」を、研 究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。

- 動物実験委員会(以下「委員会」という。)に当該申請内容の審査を付 議し、その審査結果に基づき設置の承認又は不承認を決定して当該動 物実験責任者に通知するものとする。
- れば飼養保管室を設置し供用することができない。

(飼養保管施設の要件)

- 第9条 飼養保管施設及び飼養保管室は、次に掲げる要件を満たさなけれ ばならない。
 - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であ ること。
 - (2) 動物種,飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

- (3) 床及び内壁などが、清掃・消毒等を行うときに容易な構造である こと。また、飼養保管施設においては、器材の洗浄及び消毒等を行う 衛生設備を有すること。なお、飼養保管室においては、器材の洗浄及 び消毒等を行うに当たっては、研究技術支援センターの協力を得て 行うこと。
- (4) 前室、ネズミ返し又は仕切り等を設置することにより、実験動物 が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周囲環境への悪影響を防止する措 置が講ぜられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室)

- 第9条 動物実験責任者は、実験室を設置する場合(実験室に係る変更又 は更新をする場合を含む。)は、別紙様式5による「実験室設置申請書・ 承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しな ければならない。
- 2 動物実験責任者は、設置予定期間が一の年度によらない場合には、年 度毎に別紙様式5による「実験室設置申請書・承認書」を作成し、研究 技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。(新設)
- 3 学長は、前2項の「実験室設置申請書・承認書」の提出があったとき 2 学長は、前項の「実験室設置承認申請書」を受理したときは、動物実 は,委員会に当該申請内容の審査を付議し,その審査結果に基づき設置 の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものとす る。
- 4 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,前項の審査に基づき, 3 動物実験責任者は,前項の審査に基づき,学長の承認を得た後でなけ 学長の承認を得た後でなければ実験室を設置し供用(48時間以内の一 時的保管を含む。) することができない。

(実験室の要件)

- 第10条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 実験動物が逸走しない構造・設備及び強度を有し、実験動物が室 内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

- (3) 床及び内壁などが、清掃・消毒等を行うときに容易な構造である こと。なお、飼養保管室においては器材の洗浄及び消毒等を行うに当 たっては、動物実験技術支援部門の協力を得て行うこと。
- (4) 前室、ネズミ返し又は仕切り等を設置することにより、実験動物 が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気,騒音及び廃棄物等による周囲環境への悪影響を防止する措 置が講ぜられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室)

第10条 動物実験責任者は、実験室を設置する場合(変更する場合を含 む。)は、別紙様式5による「実験室設置承認申請書」を、研究技術支 援センターを経由して、学長に提出しなければならない。

- 験委員会(以下「委員会」という。) に当該申請内容の審査を付議し, その審査結果に基づき設置の承認又は不承認を決定して当該動物実験 責任者に通知するものとする。
- れば実験室を設置し供用(48時間以内の一時的保管を含む)することが できない。

(実験室の要件)

- 第11条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 実験動物が逸走しない構造・設備及び強度を有し、実験動物が逸 <u>走した場合は、</u>捕獲しやすい環境であること。

- (2) 排泄物又は血液等による汚染に対して、清掃・消毒等が容易な構 造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境へ の悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

- 第11条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要 な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。
- 2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は 保管を行うための環境の確保を行うものとする。 (新設)

(施設等の廃止)

- 紙様式6による「施設等(飼養保管室・実験室)廃止届」を作成し、研 究技術支援センターを経由して、学長に届け出るものとする。
- 2 学長は、前項の「施設等(飼養保管室・実験室)廃止届」の提出があ ったときは、委員会に報告するものとする。 (新設)

第4章 飼養保管

(飼養保管マニュアル)

- 第13条 管理者は、飼養保管に係るマニュアルを作成する。
- 2 実験動物管理者は、飼養保管に係るマニュアルを動物実験実施者及び 2 実験動物管理者は飼養保管マニュアルを動物実験実施者及び飼養者 飼養者に周知し、遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,飼養保管基準を 遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

<u>第15条</u> 管理者は, 実験動物を導入する際は, 関連法令, 指針等に基づき | <u>第16条</u> 実験動物の導入は, 法令及び指針等に基づき適正に管理されて 適正に管理されている機関から行わなければならない。

- (2) 排泄物又は血液等による汚染に対して、清掃・消毒等が容易な構 造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境 への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理)

第12条 管理者は実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な 施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第12条 動物実験責任者は、飼養保管室又は実験室を廃止する場合は、別 第13条 動物実験責任者は、飼養保管室又は実験室を廃止する場合は、別 紙様式6による「施設等廃止届」を、研究技術支援センターを経由して、 学長に届け出るものとする。

第4章 飼養保管

(飼養保管マニュアル)

- 第14条 管理者は、飼養保管マニュアルを作成する。
- に周知し、 遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第15条 実験動物管理者,動物実験実施者,飼養者は,飼養保管基準を遵 守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

いる機関から行わなければならない。

- 等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための 必要な措置を講じなければならない。 (新設)

(給餌・給水)

- 第16条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験動物の種 類, 生理, 生態, 習性等に応じて, 適切に給餌・給水を行わなければな らない。
- 2 実験動物管理者は、飼養保管施設等の日常的な管理及び保守点検並び に定期的な巡回等により、飼養又は保管する実験動物の数及び状態の 確認が行われるようにしなければならない。 (新設)

(実験動物の健康管理)

第17条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の 傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなけれ ばならない。

(削除)

2 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,実験動物が実験目的 3 実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合は、適切な治 以外の傷害又は疾病にかかった場合は、適切な治療・処置等を行わなけ ればならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第18条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は,異種又は複数の 実験動物を同一の飼養保管施設及び飼養保管室内で飼養保管する場合 は、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わ せを考慮した収容を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育 2 実験動物の導入時には、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行い、 飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければなら ない。

(給館・給水)

第17条 給餌・給水は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて行わなけ ればならない。

(実験動物の健康管理)

- 第18条 実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の 傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなけれ ばならない。
- 2 実験動物の種類,習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の 確保を行わなければならない。
- 療・処置等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第19条 異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設及び飼養保管室 内で飼養保管する場合は、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさな い範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存)

- 第19条 管理者等は、実験動物の入手先、種類、系統、数、及び実験履歴等に関する記録を整備して所定の期間保存しなければならない。
- 2 管理者は、年度毎に飼養又は保管した実験動物の種類と数等について 学長に報告しなければならない。 (新設)

(譲渡等の際の情報提供)

第20条 管理者等は、実験動物を他者へ譲渡する場合は、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第21条 管理者等は、実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守 し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなけ ればならない。

第5章 安全管理

(危害防止)

- 第22条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。
- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸 走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対<u>して</u>、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷、アレルギー<u>疾患の罹患</u>等の予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への 危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定 めなければならない。
- 5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、 名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

(記録の保存)

第20条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、種類、系統、数、及び実験履歴等に関する記録を整備して所定の期間保存しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第21条 実験動物を他者へ譲渡する場合は,当該実験動物の特性,飼養保管の方法,感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第22条 実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第5章 安全管理

(危害防止)

- 第23条 管理者<u>及び実験動物管理者</u>は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。
- 2 管理者<u>及び実験動物管理者</u>は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者<u>及び実験動物管理者</u>は、実験動物管理者、動物実験実施者及び 飼養者に対<u>する</u>、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷、アレ ルギー等の、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者<u>及び実験動物管理者</u>は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管を する場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必 要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者<u>及び実験動物管理者</u>は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を 技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

- 6 動物実験管理者,動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物によ る危害の発生防止に必要な情報提供等を行うよう努めなければならな い。(新設)
- 7 管理者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係の ない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければな らない。

(緊急時の対応)

- 第23条 管理者は、緊急時対応マニュアル等の地震、火災、人と動物の共 通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成 し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の 2 管理者及び実験動物管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の 逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなけ ればならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

- 感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければなら ない。
- 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染 | 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染 症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公 衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第6章 教育訓練

(教育訓練)

- 第25条 学長は,実験動物管理者,動物実験実施者及び飼養者に,次に掲 げる事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。
 - (1) 動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等、本学の規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項(新設)

6 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に 関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなけ ればならない。

(緊急時の対応)

- 第24条 管理者及び実験動物管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき 措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければ ならない。
- 保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

- 第24条 実験動物管理者, 動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通 | 第25条 実験動物管理者, 動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通 感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければなら ない。
 - 症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公 衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第6章 教育訓練

(教育訓練)

- 第26条 学長は、管理者及び実験動物管理者が実施する当該各号に掲げ る教育訓練を, 当該者に受けさせなければならない。
 - (1) 動物実験実施者は、「関連法令及び本学の規程等並びに安全管理」 及び「動物実験等の方法に関する基本的事項」に関すること。
- (2) 飼養者は、「関連法令及び本学の規程等並びに安全管理」及び「実 験動物の飼養保管に関する基本的事項」に関すること。

- (4) 安全確保,安全管理に関する事項(新設)
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項(新設)
- (6) その他, 適切な動物実験等の実施に関する事項 (新設)
- 講者名の記録に関する報告を受け、その記録を保存するものとする。
- 3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必 要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。(新設)

(専門性の高い教育訓練)

第26条 動物実験実施者は、適切な動物実験等を行うために、適宜、専門的 | 第27条 動物実験実施者は、適切な動物実験等を行うために、適宜、専門的 知識を有する経験者から教育訓練を受けるよう努めなければならない。

第7章 自己点検・評価及び情報の公開

(自己点検・評価)

- 第27条 委員会は、飼養保管基準の遵守状況及び研究機関等における動 物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号) への適合性に関し、本学の動物実験等に係る点検及び評価を毎年実施 し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 2 点検及び評価は、点検・評価の基本方針、実施計画、点検項目及び評 価基準を定めて実施するものとする。
- 3 学長は、委員会が行った点検・評価の結果、改善が必要と認められる ものについては改善を指示し、また、全学的な対応が必要なものはその 改善に努めなければならない。
- のとする。

(情報公開)

第28条 学長は、規程、この細則、実験動物の飼養又は保管の状況、自己 点検・評価, 外部の専門家等による検証の結果, 動物実験委員会の構成 等の本学の動物実験等に関する情報を、毎年1回程度ホームページ等適 切な方法により公開するものとする。

2 学長は、管理者から前項の教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受 2 委員会は、管理者から前項の教育訓練に関する報告を受け、その記録 を保管するものとする。

(専門性の高い教育訓練)

知識を有する経験者から教育訓練を受けるよう努めなければならない。

第7章 自己点検・評価及び情報の公開

(自己点検・評価)

- 第28条 委員会は、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、本学の 動物実験等に係る点検及び評価を実施し、その結果を学長に報告しな ければならない。
- 2 点検及び評価は、点検・評価の基本方針、実施計画、点検項目及び評 価基準を定めて実施するものとする。
- 3 学長は、委員会が行った点検・評価の結果、改善が必要と認められる ものについては改善を指示し、また、全学的な対応が必要なものはその 改善に努めなければならない。
- 4 点検・評価の結果は<u>,定期的に外部の専門家</u>による検証を<u>実施する</u>も $\boxed{4}$ 点検・評価の結果は<u>,学外者</u>による検証<u>及び評価</u>を<u>受けるよう努</u>める ものとする。

(情報公開)

第29条 本学の動物実験等に関する情報は、ホームページ等適切な方法 により公開するものとする。

第8章 雑則 (雑則) 第29条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。 この細則は、令和6年1月10日から施行する。 別紙様式1 (第4条第1項関係) 別紙様式3 (第6条第2項関係)

第8章 雜則

(雑則)

第30条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(略)

別紙様式2 (第6条第1項関係)

別紙様式4(第7条第4項関係)

別紙様式5 (第9条第1項関係)

別紙様式6 (第12条第1項関係)

別紙様式1(第5条第1項関係)

別紙様式2 (第7条第1項関係)

別紙様式3 (第7条第2項関係)

別紙様式4 (第8条第4項関係)

別紙様式5 (第10条第1項関係)

別紙様式6 (第13条関係)

【改正理由】

国立大学法人動物実験施設協議会が提供する機関内規程案にあわせ て, 所要の改正を行うものである。

(略)

動物実験計画申請書・承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

			所原	属・氏	:名:				
動物実験計画 申請します(※変	(□新規 更の場合は	□変更・年月 は変更箇所を集	度更新(遅 に書きにて	《認番 記入》	号 顔いま	す。)。)) につい	て,下	·記のとおり
			記						
研究課題名									
	氏名・所	禹			区分(①教職員 ③学外者	②学生	実施者 登録番号		外者のみ E-mail
動物実験責任者									
動物実験実施者 ※③学外者は連絡先 を必ず記入してくだ さい。									
実験実施期間	□ 承認	日 ~		<u></u> 年	 月	月			
人员人人们也为门口		午 年4月1日		年	月	<u></u>	※年度更新の場	合のみ	
飼養保管施設	□ 動物	実験施設 🗆	A棟(□	SPF	エリア	、□ E	BSLエリア、	□ ?	の他)
※該当項目を全て■			K棟(□	SPF	エリア	, [=	中大動物エリ	ア)	
			D棟 □	RI 棟	•				
	□ 講座	等							
	(棟 階	室	【承認	恩番号	:])		
実験室	□ 動物	実験施設 🗆	A棟(□	BSL	エリア	、□ ₹	その他)		
※該当項目を全て■			K棟(□	SPF	エリア	, 🗆 F	中大動物エリ	ア)	
			D 棟 □	RI 棟					
	□ 講座	等							
	(棟 階	室	【承認	图番号	:])		
		T			1	, 11 -11 -S	<u> </u>	1	
	動物種	系統	性別	匹数		女生物学 内品質	学 入手先 (導入機	関名)	備考
使用動物									

※_{事務使用欄} 受付日: 受付番号: 承認番号: 1

研究目的・研究	研究概要 (研究計画と方法について,その概要を記入する。)
計画・方法の概	
 要	
実験方法	実験方法(動物に加える処置,使用動物数の根拠を具体的に記入し,「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減排除方法」等と整合性をもたせる。)
特殊実験区分	□ (1) 感染実験 安全度分類: □ BSL1 □ BSL2
※該当項目を全て■	病原体等安全管理委員会承認番号: 感染物名:
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	□ (2) 遺伝子組換え動物使用実験 区分: □ P1A □ P2A □ □ □ □ □ □ □ □ □
	遺伝子組換え実験安全委員会承認番号:
	承認期間: 年 月 日~ 年 月 日 □ (3) 放射性同位元素・放射線使用実験
	□ (3) 放射性同位元素・放射線使用美線 承認番号:
	承認期間: 年 月 日~ 年 月 日
	□ (4) 倫理委員会承認実験 倫理委員会承認番号:
	□ (5) 化学発癌・重金属実験,毒性・催寄性実験(投与物質名:)
	ケミカルハザード対応レベル: □ 0 □ 1 □ 2 □ (6) 海外固有の動物の使用 (→使用有の場合: □MTA 締結)
	□ (6) 海外固有の動物の使用 (一使用有の場合: □MIA 桐柏) □ (7) 講座等実験室で 48 時間以上の動物保管
特殊実験の内容	
 動物実験の種類	
	□ 試験・研究 □ 教育・訓練 □ その他
※選択項目を1つ■	
動物実験を必要	□ 検討したが,動物実験に替わる手段がなかった。
とする理由	□ 検討した代替手段の精度が不十分だった。
※選択項目を1つ■	□ その他
想定される苦痛	□ B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与え
のカテゴリー	ないと思われる実験 □ C. 脊椎動物を用い, 動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続す
※選択項目を1つ■	こ し、
/•\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	□ D. 脊椎動物を用い,回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続
	するもの)を伴うと思われる実験 □ E. 無麻酔下の脊椎動物に,耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与
	□

※事務使用欄 受付日: 受付番号: 承認番号:

2

動物の苦痛軽減	□ (1) 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置
排除の方法	を講ずる必要はない。 □ (2) 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず,処置できない。
※該当項目を全て■	□ (3) 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。
	(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:
	□ 麻薬使用実験
	麻薬研究者免許保持者氏名:
	有効期間: 年 月 日~ 年 月 日
	□ (4) 動物が耐えがたい痛みを伴う場合,適切な時期に安楽死措置をとるなど の人道的エンドポイントを考慮する。
	(具体的な状態を記入:
	□ (5) その他 (具体的に記入:)
安楽死の方法	□ (1) 麻酔薬等の使用
※該当項目を全て■	具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:
	□ (2) 炭酸ガス □ (3) 中枢破壊 (具体的に記入: 法)
	□ (4) 安楽死させない (その理由を記入:)
	,
その他必要	(学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する)
又は参考事項	
人は少ち争り	
ハエシッショコ よい	いつくだとい
以下に記入しない	
	審査及び承認
動物実験委員会	
	審査及び承認
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 □ 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始す
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 「特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 □ 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始す
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 「特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 「特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 「特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。 承認年月日: 年 月 日 本実験計画を承認します。
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。 承認年月日: 年 月 日
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。 承認年月日: 年 月 日 本実験計画を承認します。

動物実験計画申請書 · 承認書

年 月 日

1

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属・氏名:								
動物実験計画 申請します(※変)) について	て,下記のとおり	
			記					
研究課題名								
	氏名・所属	禹		①教	分(選択) :職員②学生 :外者	実施者 登録番号	③学外者のみ TEL・E-mail	
動物実験責任者								
動物実験実施者 ※③学外者は連絡先 を必ず記入してくだ さい。								
実験実施期間	□ 承認	∃ ~	1	年 月	<u>日</u>			
		年4月1日	:	年 月	且 ;	※年度更新の場	合のみ	
飼養保管施設	□ 動物等	実験施設 🗆	A棟(□	SPFエリ	リア、□ B	SLエリア、	□ その他)	
※該当項目を全て■			K棟(□	SPFエリ	リア、口 中	大動物エリ	ア)	
			D棟 □	RI棟				
	□ 講座	等						
	(室		号:			
実験室	□動物質	実験施設 □						
※該当項目を全て■				SPF エリ RI 棟	「ア、□ 中	大動物エリ	ア)	
	□ 講座4	i						
	(棟 階	室	【承認番	号:])		
		T	, ,		T			
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学 的品質	· 入手先 (導入機順	開名) 備考	
使用動物								

※事務使用欄 受付日: 受付番号: 承認番号:

研究目的・研究	研究概要 (研究計画と方法について, その概要を記入する。)
計画・方法の概	
要	
×	
実験方法	実験方法(動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減排除方法」等と整合性をもたせる。)
特殊実験区分	□ (1) 感染実験 安全度分類: □ BSL1 □ BSL2
※該当項目を全て■	病原体等安全管理委員会承認番号:
	感染物名: □ (2) 遺伝子組換え動物使用実験 区分: □ P1A □ P2A
	遺伝子組換之実験安全委員会承認番号:
	承認期間: 年 月 日~ 年 月 日
	□ (3) 放射性同位元素・放射線使用実験 承認番号:
	承認番号: 承認期間: 年 月 日~ 年 月 日
	□ (4) 倫理委員会承認実験
	倫理委員会承認番号:
	承認期間: 年 月 日~ 年 月 日 □ (5) 化学発癌・重金属実験,毒性・催寄性実験(投与物質名:)
	f に子元版 重正病失験、毎日 催むに失帳(汉子物質名: f ケミカルハザード対応レベル: f 0 f 1 f 2
	□ (6) 海外固有の動物の使用(→使用有の場合:□MTA 締結)
	□ (7) 講座等実験室で 48 時間以上の動物保管
特殊実験の内容	
動物実験の種類	
※選択項目を1つ■	□ 試験・研究 □ 教育・訓練 □ その他
動物実験を必要	□ 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。
とする理由	□ 検討した代替手段の精度が不十分だった。
※選択項目を1つ■	□ その他
想定される苦痛	□ B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与え
のカテゴリー	ないと思われる実験 □ C. 脊椎動物を用い,動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続す
※選択項目を1つ■	るもの)を伴うと思われる実験
ANGEN AND I A	□ D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続
	するもの)を伴うと思われる実験 □ E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与
	□ E. 無麻酔トの脊椎動物に,耐えっる限界に近いまたはそれ以上の涌みを与

動物の苦痛軽減	□ (1) 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
排除の方法	□ (2) 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず,処置できない。
※該当項目を全て■	□ (3) 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。
	(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:
	□ 麻薬使用実験
	麻薬研究者免許保持者氏名:
	有効期間: 年 月 日~ 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	ロ (4) 動物が調えがたい痛みを行う場合、適切な時期に女米先指直をとるなど の人道的エンドポイントを考慮する。
	(具体的な状態を記入:)
	□ (5) その他 (具体的に記入:)]
安楽死の方法	□ (1) 麻酔薬等の使用 具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:
※該当項目を全て■	□ (2) 炭酸ガス
	□ (3) 中枢破壊(具体的に記入: 法)
	□ (4) 安楽死させない (その理由を記入:))
<u> </u>	
その他必要	(学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する)
又は参考事項	
以下に記入しない	いでください。
以下に記入しない	い でください。 審査及び承認
以下に記入しなり 動物実験委員会	
	審査及び承認
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 □ 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 □ 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始す
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 「特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 「特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。
動物実験委員会	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。 承認年月日: 年 月 日
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 「特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。 承認年月日: 年 月 日 本実験計画を承認します。
動物実験委員会審査欄	審査及び承認 審査終了年月日: 年 月 日 修正意見等 審査結果 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 特殊実験区分(1)~(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。)。 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。 承認年月日: 年 月 日

※事務使用欄 受付日: 受付番号: 承認番号:

3

別紙様式2(第6条第1項関係)

実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属: 職名: 氏名:

内線:

実験動物の使用数及び飼養保管状況について、下記のとおり報告します。

記

動物種	実験に供した動物数 (前年度1年間の合計)	飼養保管中の動物数 (前年度3月31日現在)

動物実験計画承認番号:

(承認期間: 年 月 日~ 年 月 日)

注意 1) 動物実験施設を介して導入・繁殖・飼養保管・実験された動物は、動物実験施設で把握していますので、<u>講座・分野等で独自に導入あるいは繁殖し、使用した動</u>物のみについて記載してください。

注意 2) 遺伝子組換え動物については、各組換え動物ごとに記載してください。なお、 必要に応じて、欄を加えてください。 別紙様式2 (第7条第1項関係)

実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属: 職名: 氏名: 内線:

実験動物の使用数及び飼養保管状況について、下記のとおり報告します。

記

動物種	実験に供した動物数 (前年度1年間の合計)	飼養保管中の動物数 (前年度3月31日現在)
マウス	(削牛及1牛間の百割)	(制牛及3月31日先任)
ラット		
ハムスター		
モルモット		
<u>ウサギ</u>		
<u>ネコ</u>		
<u> </u>		
<u>ブタ</u>		
サル		
<u>その他</u> <u>()</u>		

重	肋蚴	実験	計	面	承	汉:	悉.	号	,

(承認期間: 年 月 日~ 年 月 日)

注意1)動物実験施設を介して導入・繁殖・飼養保管・実験された動物は、動物実験施設で把握していますので、<u>講座・分野等で独自に導入あるいは繁殖し、使用した動物のみについて記載してください。</u>

注意 2) 遺伝子組換え動物については、各組換え動物ごとに記載してください。なお、 必要に応じて、欄を加えてください。

別紙様式3(第6条第2項関係)

動物実験成果報告書

動物実験責任者 所属: 職名: 氏名:

旭川医科大学長 殿

年 月 日

動物実験により得られた前年度の成果について、下記のとおり報告します。 記							
動物実験承認番号							
研究課題名							
動物実験責任者・実施者 の教育訓練受講状況	氏 名						
実験の結果 (該当項目にマークし,その 概要を簡潔に記述)	□ 計画どおり実施 □ 一部変更して実施(*) □ 中止 結果の概要						
使用動物	動物種	系統	性別	予定匹数	使用匹数		
成果 (予定を含む。) ※得られた業績 (例:学会 発表, 雑誌論文,図書(著 者名,論文標題,雑誌名, 巻・号,発行年,頁,出版 社など)及び工業所有権な ど)について記載。必要に 応じて別紙に記載。							
特記事項 1 (*)変更届が提出され							

2 1頁以内に収めること。記載欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

別紙様式3 (第7条第2項関係)

1 (*) 変更届が提出されていること。

2 1頁以内に収めること。記載欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

動物実験成果報告書

動物実験責任者 所属: 職名: 氏名:

旭川医科大学長 殿

年 月 日

動物実験により得られた前年度の成果について、下記のとおり報告します。						
		記				
動物実験承認番号						
研究課題名						
	氏 名		教育訓練	講習会受講日		
動物実験責任者・実施者 の教育訓練受講状況				年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	日 日 日 日 日	
	□ 計画ど	おり実施 □ 一部変	変更して実施	拖(*) □ □	中止	
実験の結果 (該当項目にマークし、その 概要を簡潔に記述)	結果の概要					
	動物種	系統	性別	予定匹数	使用匹数	
使用動物						
成果 (予定を含む。) ※得られた業績 (例:雑誌 論文,図書(著者名,論文 標題,雑誌名,巻・号,発 行年,頁,出版社など)及 び工業所有権など)につい て記載。必要に応じて別紙 に記載。						
特記事項						

別紙様式 $\underline{4}$ ($\underline{\hat{x}7}$ 条第 $\underline{4}$ 項関係)

飼養保管室設置申請書・承認書

	年	月	日
旭川医科大学長 殿			
動物実験責任者			
所属:			
職 名:			
氏 名:			
内 線:			
飼養保管室の設置について、下記のとおり申請します。			
□新規 □更新(承認番号) □変更(承認番号	<u>1.</u> 7)	
注意事項)1 飼養保管室設置申請は、年度単位に更新が必要です。			
2 新規又は変更の場合は、年度途中の申請ができます。			
(※ 変更の場合は、変更箇所を朱書き願います。)			

記

3 記入欄は、適宜調整してお使いください。

飼養保管室の名称					
設置予定期間	承認日・ 年4月1日 (どちらかを囲んでください。)				
	~ 年 月 日				
	〈設置・管理体制〉				
	□動物実験施設				
	□講座等				
	〈実験動物管理者〉(人数が多い場合、別資料として添付)				
	講座等:				
	職 名:				
	氏 名:				
	連絡先:(電話)				
飼養保管室の管理体制	関連資格:				
	実験動物の取扱の経験年数:				
	〈飼養者〉(人数が多い場合、別資料として添付)				
	講座等:				
	職 名:				
	氏 名:				
	連絡先:(電話)				
	関連資格:				
	実験動物の取扱の経験年数:				

	1)建物の構造	□鉄筋コンクリート		
		□他()	
	2)空調設備	□有り □無し		
		有りの場合: 温度制御	□有り	□無し
		湿度制御	□有り	□無し
 飼養保管室の概要		無しの場合: 換気装置	□有り	□無し
阅食床自主の似女 	3) 飼養動物種	□マウス □ラット □他()
	4) 逸走防止策	□施錠 □前室 □ネズ	ミ返し	コトラップ
	5)衛生設備(流	流し台,洗浄、消毒器具等)	□有り	□無し
	6) 照明制御(ラ	イト・コントロール)	□有り	□無し
	7)臭気、騒音、	廃棄物等による周辺への悪影	響防止策	
			□有り	口無し
特記事項(例:化学的				
危険物質や病原体等を	実験動物の通常	常飼養・実験	□有り	□無し
扱う場合等の設備構造	遺伝子改変(Tg	,Ko,KI)動物飼養・実験	□有り	□無し
の有無等)	倫理委員会承認	忍実験	□有り	口無し
※更新の場合は、改善	感染実験動物館	司養・実験	□有り	□無し
点等、変更の場合は、	化学物質(発癌	, 毒性等) 投与動物飼養実験	□有り	□無し
変更点等を記入するこ				
と。				
添付資料				

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

申請者は以下に記入しないでください。

審査及び承認

動物実験委員会審査欄

審查年月日:	年	月	日				
審査結果: □	法令及び指針	計等並び	に本学の規	見程等に適合	する。		
	別紙のとおり	の改善を	した上で、	使用の承認	を行うことが	適当である。	
	別紙のとおり) 改善点	が多すぎる	るため、不適	合である。		

申請のあり	ました飼	養保管室	の設置	(新規	更新・	変更)	を審査結果に基づき承認します。
承認番号:	第			号			
	年	月	日				加川医科大学長

別紙様式4 (第8条第4項関係)

飼養保管室設置申請書・承認書

			年	月	日
旭川医科大学	学長	殿			
		動物実験責任者			
		所 属:			
		職 名:			
		氏 名:			
		内 線:			
飼養保管	室の記	設置について、下記のとおり申請します。			
□新規		更新(承認番号) □変更(承認者	番号)
注意事項)	1 館	同養保管室設置申請は、年度単位に更新が必要です。			
2	2 新	所規又は変更の場合は、年度途中の申請ができます。			
	()	※ 変更の場合は、変更箇所を朱書き願います。)			
ę	3 記	己入欄は、適宜調整してお使いください。			

記

飼養保管室の名称	
設置予定期間	承認日 ・ 年4月1日 (どちらかを囲んでください。) ~ 年 日 日
飼養保管室の管理体制	〜 年 月 日 〈設置・管理体制〉 □動物実験施設 □講座等 〈実験動物管理者〉(人数が多い場合、別資料として添付) 講座等: 職 名: 氏 名: 連絡先:(電話) 関連資格: 実験動物の取扱の経験年数: 〈飼養者〉(人数が多い場合、別資料として添付) 講座等: 職 名: 氏 名: 連絡先:(電話) 関連資格: 実験動物の取扱の経験年数: 「気養者〉(人数が多い場合、別資料として添付)
飼養保管室の概要	実験動物の取扱の経験年数: 1)建物の構造 □鉄筋コンクリート □他()

	2)空調設備 □有り □無し	
	有りの場合: 温度制御	□有り □無し
	湿度制御	□有り □無し
	無しの場合: 換気装置	□有り □無し
	3)飼養動物種 □マウス □ラット □ハム	スター
	 □他()	
		ミ返し 口トラップ
	5)衛生設備(流し台,洗浄、消毒器具等)	□有り □無し
	6) 照明制御(ライト・コントロール)	口有り 口無し
	7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響	響防止策
		□有り □無し
特記事項(例:化学的		
危険物質や病原体等を	実験動物の通常飼養・実験	口有り 口無し
扱う場合等の設備構造	遺伝子改変(Tg, Ko, KI)動物飼養・実験	□有り □無し
の有無等)	倫理委員会承認実験	□有り □無し
※更新の場合は、改善	感染実験動物飼養・実験	□有り □無し
点等、変更の場合は、	化学物質(発癌,毒性等)投与動物飼養実験	口有り 口無し
変更点等を記入するこ		
と。		
添付資料		
1) 施設の位置を示す:	地図	
2) 施設の平面図		
- / //LEX / MI		
申請者は以下に記入	しないでください。	
	審査及び承認	
動物実験委員会審査欄		
審査年月日: 年		
	-)1 H	
 審査結果: □ 法令及	び指針等並びに本学の規程等に適合する。	
	とおり改善をした上で、使用の承認を行うこと	が適当である
	とおり改善をした工で、使用の承認を行うこととおり改善点が多すぎるため、不適合である。	w∵温コ ζ ελ/δ ο
□ かかがく>	C 40 / 9人口 M/A グ 7 C の/C 9/1 (1)地口 (0/の)。	
┃ ┃ 由語のありす〕た飼養の	やでである。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	- 其づき承認します 「
T pH v z cy z s C /C sh g /	、日エン队臣(M/M 入M 及入/ で田且相不い	- 本 ノビ 小師 レみり。
承認番号:第	号	
719	-	
年	日	
	旭川医和	斗大学長

別紙様式5(第9条第1項関係)

実験室設置申請書・承認書

年.	月	H

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

実験室の設置について、下記のとおり申請します。

□新規 □更新(承認番号) □変更(承認番号)

注意事項) 1 実験室設置申請は、年度単位に更新が必要です。

- 2 新規又は変更の場合は、年度途中の申請ができます。
 - (※ 変更の場合は、変更箇所を朱書き願います。)
- 3 記入欄は、適宜調整してお使いください。

記

実験室の名称	
- 1. 田 マ - 2 - 10 - 1111111111111111111111111111	承認日・ 年4月1日 (どちらかを囲んでください。)
<u>設置予定期間</u>	<u>~ 年月日</u>
	〈設置・管理体制〉
	□動物実験施設
	□講座等
	〈担当教員〉
実験室の管理体制	講座等:
	職 名:
	氏 名:
	連絡先:(電話)
	実験で使用する動物の種類 □マウス □ラット
	□その他()
実験室の概要	遺伝子組換え実験 □有り □無し
	倫理委員会承認実験 □有り □無し
	逸走防止策 □ネズミ返し □仕切り □トラップ
	□その他(
	衛生設備 清掃・消毒器具 □有り □無し
	防具 マスク、キャップ、ゴーグル □有り □無し

化学的危険物質や病原	実験設備:□ ドラフトチャンバー	□乾熱滅菌器
体等を扱う場合等の設	□ 安全キャビネット	□ 高圧蒸気滅菌器
備構造等	□その他()
添付資料		
1)実験室の位置を示す	地図	
2) 実験室の平面図		
申請者は以下に記入しな	いでください。	
	審査及び承認	
動物実験委員会審査欄		
審査年月日: 年	- 月 日	
 審査結果: □ 法令及で	び指針等並びに本学の規程等に適合する	る。
	とおり改善をした上で、使用の承認を行	- 0
	とおり改善点が多すぎるため、不適切で	
**	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
申請のありました実験室	- の <u>設置</u> (新規・更新・変更)を審査結	 F果に基づき承認します。
1 111 12 00 7 00 0 7 00 1	(1017) (1017) (1017) (1017) (1017)	17/11-21 - 6/11/4 0 01/7
承認番号:第	号	
年 月	日	
十二万	Н	
		旭川医科大学長

別紙様式<u>5</u> (<u>第10条</u>第<u>1</u>項関係)

実験室設置申請 • 承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所 属: 私: 氏 名:

内 線:

実験室の設置 (■新規 □変更) について、下記のとおり申請します。

記

実験室の名称	
〈設置・管理体制〉	
□動物実験施設	
□講座等	
〈担当教員〉	
実験室の管理体制 講座等:	
職 名:	
氏 名:	
連絡先:(電話)	
実験で使用する動物の種類 □マウス □ラット □ハム	、スター
□その他()	
遺伝子組換え実験の有無	
□有り □無し(□P1A □P2A)	
<u>承認期間: </u>	
実験室の概要 倫理委員会承認実験の有無	
□有り □無し(□P1A □P2A)	
承認期間:	
逸走防止策 □ネズミ返し □仕切り □トラップ	
衛生設備 清掃・消毒器具 □有り □無し 防具 マスク、キャップ、ゴーグル □有り □無し	

化学的危険物質や病原 体等を扱う場合等の設 備構造等	□安全	<u> </u>	□乾熱滅菌器)		
1)実験室の位置を示す 2)実験室の平面図		世(,		
申請者は以下に記入しないでください。 審査及び承認					
動物実験委員会審査欄					
審査年月日: 年	月 日				
·		で、使用の承認を行	行うことが適当である。		
申請のありました実験室	の(設置・変更)を	シ審査結果に基づき	承認します		
承認番号:第	号	一田 旦州 小(て登 ノC	/TV pu し み り o		
年月	日		旭川医科大学長		

別紙様式6(第12条第1項関係)

施設等 (飼養保管室・実験室) 廃止届

		年	月	日
旭川医科大学長 殿 施設等(飼養保管室・写	動物実験責任者 所 属: 職 名: 氏 名: 氏 名: 内 線: 実験室)の廃止について、下記のとおり届に	ナ出ます。		
	記			
廃止する飼養保管室又 は実験室の名称 実験動物管理者又は実 験室の担当教員 廃止年月日 廃止後の利用予定	承認番号(第 号) 講座等: 職 名: 氏 名: 连絡先:(電話)			
廃止後に残存した飼養 保管動物の措置(飼養保 管室の場合のみ記載)	残存動物: □ 有り □ 無し 残存細胞: □ 有り □ 無し 残存動物若しくは細胞が有の場合の措置 □ 全て実験に使用 □ 移譲(移譲先: 動物詳細(動物種: 系統: 数 細胞詳細(動物種: 系統: 数	:)

届出者は以下に記入しないでください。

動物実験委員会確認欄

確認日:	年	月	日
委員名:			
意見等:			

※記入欄が不足した場合は、別紙 (A4版) を追加して記入してください。

別紙様式6 (第13条関係)

保管動物の措置(飼養保

管室の場合のみ記載)

施設等(飼養保管室・実験室)廃止届

)

)

)

	年 月	日
旭川医科大学長 殿		
	動物実験責任者	
	所属:	
	職名:	
	氏 名:	
	内 線:	
拉凯兹(阿美伊兹安)	字野字) の廃止について 下記のしむ M 兄は出ます	
施設寺 (実験室)の廃止について、下記のとおり届け出ます。	
	記	
廃止する飼養保管室又		
は実験室の名称	承認番号(第 号)	
実験動物管理者又は実	講座等:	
験室の担当教員	職 名:	
	氏 名:	
	連絡先:(電話)	
廃止年月日	年 月 日	
廃止後の利用予定		
廃止後に残存した飼養	残存動物: □ 有り □ 無し 残存細胞: □ 有り □ 無し	
促 等 動 物 の 世 署 (飼 美 促		

残存動物若しくは細胞が有の場合の措置:

系統:

系統:

系統:

数:

数:

数:

□ 全て実験に使用 □ 移譲(移譲先:

動物詳細(動物種:

細胞詳細(動物種:

□ 全て処分(動物種:

届出者は以下に記入しないでください。

動物実験委員会確認欄

確認日:	年	月	日	
委員名:				
意見等:				

※記入欄が不足した場合は、別紙(A4版)を追加して記入してください。